

政令第 号

消費者庁組織令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項、第六十一条第一項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 特別な職（第一条―第三条）

第二章 内部部局（第四条―第十二条）

附則

第一章 特別な職

（次長）

第一条 消費者庁に、次長一人を置く。

（審議官）

第二条 消費者庁に、審議官二人を置く。

2 審議官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官)

第三条 消費者庁に、参事官二人を置く。

2 参事官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第二章 内部部局

(課の設置)

第四条 消費者庁に、次の八課を置く。

総務課

政策調整課

企画課

消費者情報課

消費者安全課

取引・物価対策課

表示対策課

食品表示課

(総務課の所掌事務)

第五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 消費者庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。
- 四 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 六 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 七 消費者庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

- 八 消費者庁の所掌事務に関する総合調整に関すること（政策調整課の所掌に属するものを除く。）。
- 九 消費者庁の行政の考査に関すること。
- 十 消費者庁の事務能率の増進に関すること。
- 十一 消費者庁の機構及び定員に関すること。
- 十二 国会との連絡に関すること。
- 十三 消費者庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十四 消費者庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十五 庁内の管理に関すること。
- 十六 消費者庁所属の建築物の営繕に関すること。
- 十七 消費者庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十八 消費者庁の職員に貸与する宿舍に関すること。
- 十九 消費者庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。
- 二十 消費者庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

二十一 前各号に掲げるもののほか、消費者庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

(政策調整課の所掌事務)

第六条 政策調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者庁の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関する事

二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関する事

三 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十六条第一項の規定による要求及び同条第二項の規定による報告の徴収並びに同法第二十一条第二項に規定する措置要請に関する事

(企画課の所掌事務)

第七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事

二 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事

三 前二号に掲げるもののほか、消費者庁の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事

四 消費者安全法第六条第一項に規定する基本方針の策定に関すること。

五 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定に関すること。

六 公益通報者（公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定するものをいう。）の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七条第一項に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。

八 消費者庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

九 消費者政策会議の庶務に関すること。

（消費者情報課の所掌事務）

第八条 消費者情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者庁の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進に資する情報の消費者に対する提供に関する

企画及び立案並びに推進に関すること。

- 二 消費者安全法（第三章、第四章及び第十五条に限る。）の規定による消費者安全の確保に関すること。
- 三 消費者庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 四 消費者庁の所掌事務に関する情報の分析及び統計に関すること。
- 五 広報に関すること。
- 六 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。
- 七 消費者庁の保有する情報の公開に関すること。
- 八 消費者庁の保有する個人情報の保護に関すること。
- 九 消費者庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。
- 十 独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。
- 十一 独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。

（消費者安全課の所掌事務）

第九条 消費者安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三章第二節の規定による重大製品事故に関する措置に関すること。

三 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関すること。

（取引・物価対策課の所掌事務）

第十条 取引・物価対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第五号から第七号まで及び第九号から第十一号までに規定する者と事業者との間の取引の適正化に関する施策に共通する基本的な事項の企画及び立案に関すること。

二 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による宅地建物取引業者の相手方等（同

法第三十五条第一項第十四号イに規定するものに限る。）の利益の保護に關すること。

三 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の規定による旅行者の利益の保護に關すること。

四 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）の規定による購入者等（同法第一条第一項に規定するものをいう。）の利益の保護に關すること。

五 特定商取引に關する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定による購入者等（同法第一条に規定するものをいう。）の利益の保護に關すること。

六 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定による個人である資金需要者等（同法第二十四条の

六の三第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に關すること。

七 特定商品等の預託等取引契約に關する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の規定による預託者の利益の保護に關すること。

八 物価に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

（表示対策課の所掌事務）

第十一条 表示対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者庁の所掌に係る消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示の適正化に関する施策に共通する基本的な事項の企画及び立案に関すること。

二 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。

三 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第三項に規定する日本住宅性能表示基準に関すること（個人である住宅購入者等（同条第四項に規定するものをいう。）の利益の保護に係るものに限る。）。

四 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

（食品表示課の所掌事務）

第十二条 食品表示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十二条第一項において準

用する場合を含む。)に規定する表示についての基準に関すること。

二 食品衛生法第二十条(同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

三 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に関すること。

四 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十六条第一項に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に関すること。

附 則

この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

理由

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴い、消費者庁に次長その他の特別な職を設置するとともに、消費者庁の内部部局として、所要の課を設置し、これらの所掌事務を定める必要があるからである。